

令和2年度 奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会（書面開催）
議事要旨（委員からの御意見及び事務局回答）

1 乳幼児期・妊婦

- ・ 歯科衛生士産科医療機関派遣モデル事業について、現在市町村で様々な形で妊婦歯科健診が実施されていると思う。本事業の位置づけはこれら市町村事業の延長か、別物か。また、実施により妊婦の意識変化や口腔・生活習慣の変化をデータで出しているのか。（委員）
 - 市町村が実施する妊婦歯科健診は、市町村保健センター等を会場にして実施する集団方式と地域の歯科医療機関に委託して実施する個別方式に二分されますが、本事業は産科の医科医療機関を会場にして実施するので別物です。事業参加者の妊婦に対しては、事後アンケート等の方法により口腔保健意識の変化を捕捉する予定です。（事務局）

- ・ むし歯のない3歳児の割合が86.0%とかなり良くなっている。令和4年度の目標値90.0%達成が楽しみである。保健センター等での保護者への指導の成果だと思う。（委員）
 - 市町村の取組について、管内保健所を通じた支援を継続します。（事務局）

- ・ 3歳児の不正咬合が気になる。広陵町・天理市・河合町で25%を超えているが、原因はわかるか。不正咬合の原因は何か。（委員）
 - 不正咬合の原因は、上下のあごの骨の位置がずれている場合と歯並びが整っていない場合があります。指しゃぶり（吸指癖）は上顎前突や開口の原因としてよく知られています。一部の市町で該当率が顕著に高い原因として、その地域の歯科医の診査基準が他地域の歯科医の診査基準と異なる可能性があります。（事務局）

- ・ 乳幼児期・学齢期においても、従来あった歯科保健指導の機会が減り、口腔に対する正しい習慣や意識が低くなる可能性が考えられる。感染予防対策を十分にした上で、講話や個別指導にて口腔意識の維持向上を進めていくべきと考える。（委員）
 - 市町村事業実施時の感染予防対策については、市町村から相談があれば管轄保健所を通じて技術的支援を行います。（事務局）

2 少年期

- ・ むし歯のない12歳児の割合が83.0%と増えているのは、取組の成果の結果と思う。（委員）
 - 引き続き各関係者におけるむし歯予防の取組を継続します。（事務局）

- ・ むし歯のない12歳児の割合が83%と高い数値を示しているのに対し、12歳で歯肉に炎症所見がある割合が前年度より増加していることが、課題と感じる。ほぼ、すべての歯が永久歯に生え変わる時期に、むし歯の保有が減少することは、歯みがきの習慣

に関わらず、起こることが考えられる。それに対し、歯肉の炎症は歯みがき習慣に大きく影響されるため、学童期にきちんと歯みがき習慣を身につけさせる必要性を改めて感じた。(委員)

→ 歯肉炎予防の中心は正しいブラッシングであり、習慣づけとテクニック習得の両方が必要です。関係団体とともに取組の必要性を啓発します。(事務局)

- ・ 12歳児で歯肉に炎症所見がある人の割合の明日香村が84.2%と他村に比べ多いが原因は。(委員)

→ 当該村の学校歯科医の歯肉診査基準が他地域の学校歯科医の歯肉診査基準と異なる可能性があります。(事務局)

- ・ 歯科口腔保健に関する集団指導の実施状況の把握については、市町村担当課が把握されていないだけだと思う。市町村教育委員会は把握されていると思う。調査時に義務教育は教育委員会(担当課)へ問い合わせて調査報告するよう一文お願いする。(委員)

→ 次回調査時は、配慮して実施いたします。(事務局)

- ・ 養護教諭は全校に配置されている。歯科口腔保健にも力を入れている。学校栄養職員、栄養教諭は全校配置ではないが「歯に良い食べ物」や「おやつのお食べ方」、「噛むことの大切さ」等の題材で授業もしている。小学校・中学校での口腔指導・栄養指導は、むし歯を減らし、青年期・壮年期・高齢者の歯科口腔の改善につながると思う。(委員)

→ 養護教諭の皆様に歯科口腔保健について理解を得ていることはありがたく、各学校での取組に期待しています。(事務局)

- ・ 学校歯科保健担当者研修事業について、最新の歯科保健の情報を提供していただき、研修したい。(委員)

→ 当該事業は委託で実施する予定です。受講者募集の広報の際、研修内容の理解が得られるよう受託者と調整します。(事務局)

- ・ コロナ禍で、学校では歯科保健の取り組みが非常に難しくなっている。(委員)

- ・ 勤務先の学校では、給食後の歯みがきを中止しており、令和2年度の歯科保健指導も実施していない。そんな厳しい状況でどのように子どもたちの歯の健康を守っていくか、新しい方法を考えていかなければと思う。(委員)

→ コロナ禍での歯科口腔保健については、次回の議題として検討させていただきませう。(事務局)

- ・ 学校歯科健康診断調査を小中全学年で実施したい。(委員)

→ 12歳児(中1)調査同様、歯科医師会・学校・教育委員会等の関係機関の協力下で調査が実施できることを期待します。(事務局)

- ・ 科学的根拠に基づく、むし歯予防のためにフッ化物洗口を行っているが、近年実施校において実施者が減少傾向であり、県から指導できないか。(委員)
 - 学校は教育委員会所管で、県はフッ化物洗口実施校を直接指導する立場にありませんが、科学的根拠に基づくむし歯予防としてフッ化物洗口は有効な方法の一つであり、普及するよう関係者の理解を得る取組を歯科医師会等関係団体とともに進めてまいりたいととらえています。(事務局)

- ・ 【再掲】乳幼児期・学齢期においても、従来あった歯科保健指導の機会が減り、口腔に対する正しい習慣や意識が低くなる可能性が考えられる。感染予防対策を十分にした上で、講話や個別指導にて口腔意識の維持向上を進めていくべきと考える。(委員)
 - 市町村事業実施時の感染予防対策については、市町村から相談があれば管轄保健所を通じて技術的支援を行います。(事務局)

3 青年期・壮年期

- ・ 特定健診質問活用事業は、13市町村で実施だが、今後拡大を望む。健康長寿は、自分の歯で噛んで食べることが大切と考える。(委員)
- ・ 特定健診質問票活用事業について、13市町村の選定基準と個別ヒアリングの具体的な方法についての構想についてご教示願いたい。(委員)
 - 特定健診質問活用事業については、令和3年度から3年間で県内39市町村全て網羅したいと考えています。個別ヒアリングの内容は、特定健診の質問票にある歯科の質問の活用状況と、歯科医療機関受診勧奨対象者に対する受診勧奨の実施状況が中心になる予定です。プロポーザル方式で委託事業者を選定することになれば、受託者からの有益なご提案も取り入れたいと考えています。(事務局)

- ・ 糖尿病歯周病医科歯科連携事業について、令和3年度は今年度と比較して、どのような内容を想定されているか。(委員)
 - 各地域で糖尿病と歯周病に関する医科歯科連携がより具体的に進むような内容を想定しています。プロポーザル方式で委託事業者を選定することになれば、受託者からの有益なご提案も取り入れたいと考えています。(事務局)

- ・ 青年期壮年期の歯科医師による定期的なチェックについては、以前からお願いしているように、労働基準法において就労先での年一回の定期検診での歯科検診の義務づけを提案いただき、法改正となるよう期待している。(委員)
 - 法改正は国会所管なので県は関与できませんが、青年期壮年期の歯科医師による定期的なチェックの推進については、県民だよりの記事掲載による普及啓発等、他の方法で進めてまいります。(事務局)

4 全般

- ・ 新型コロナウイルスの流行により、歯科医師による定期的なチェックを受けている人の割合が昨年に比べてわずかに下がっている。流行が長引くと考えられる中、下がった状況が今後も続く場合は、何らかの対策が必要に思う。(委員)
- ・ 今後、コロナ禍での歯科保健について、意見交流ができればありがたい。(委員)
 - コロナ禍での歯科口腔保健については、次回の議題として検討させていただきま
す。(事務局)

- ・ 奈良県下において未だ「歯と口腔の保健条例」が策定されていない市町村がある。県から市町村に対して条例の策定と口腔の健康づくりに必要な計画の策定と予算獲得に努めるように働きかけてほしい。(委員)
 - 県が地方公共団体として対等の関係である市町村に対して、条例制定や計画策定にどこまで関与できるかという議論もあると思いますが、歯科口腔保健推進法第3条第2項に記載のとおり、地方公共団体として、地域の状況に応じた施策を策定して実施する責務を有することは、管轄保健所を通じて伝達します。(事務局)

- ・ 令和3年度の19事業はそれぞれ必要であり、コロナ禍であっても事業が継続されるよう工夫して、県民の歯科口腔保健、健康づくりへの意欲向上につながるようしてもらいたい。(委員)
 - 事業実施形態は必要に応じて検討を行い、新型コロナウイルス感染症流行下においても、なるべく実施できるよう進めてまいります。(事務局)